

(1) 定期報告を要する特定建築物

用 途		特定建築物	
		用途に供する規模等※1（いずれかに該当するもの）	報告の 時期
1	劇場、映画館又は 演芸場	ア 床面積の合計＞200㎡ イ 建築物の階数が3以上で地階の床面積の合計＞100㎡ ウ 3階以上の階の床面積の合計＞100㎡ エ 建築物の階数が3以上で主階が1階以外にあるもののうち、床面積の 合計＞100㎡ オ 建築物の階数が3以上で、客席部分※2の床面積の合計≧200㎡	3年ごと 令和8年 6月～ 12月
2	観覧場※4、公会堂 又は集会場	ア 床面積の合計＞200㎡ イ 建築物の階数が3以上で地階の床面積の合計＞100㎡ ウ 3階以上の階の床面積の合計＞100㎡ エ 建築物の階数が3以上で、客席部分※2の床面積の合計≧200㎡	
3	病院、診療所※5、 老人ホーム又は児童福祉施 設等※6	ア 床面積の合計＞300㎡ イ 床面積の合計＞200㎡で地階の床面積の合計＞100㎡ ウ 建築物の階数が3以上で地階の床面積の合計＞100㎡ エ 3階以上の階の床面積の合計＞100㎡ オ 2階の部分※2（病院又は診療所にあつては、当該部分に患者の収容施 設がある場合に限る。）の床面積の合計≧300㎡	
4	ホテル又は旅館	ア 床面積の合計＞300㎡ イ 床面積の合計＞200㎡で地階の床面積の合計＞100㎡ ウ 建築物の階数が3以上で地階の床面積の合計＞100㎡ エ 3階以上の階の床面積の合計＞100㎡ オ 2階の部分※2の床面積の合計≧300㎡	3年ごと 令和9年 6月～ 12月
5	下宿、共同住宅又は寄宿舍 （サ高住等※7を除く）	6階以上の階の床面積の合計＞100㎡	
6	共同住宅（サービス付き高 齢者向け住宅に限る。）又 は寄宿舍（サ高住等※7に 限る。）	ア 床面積の合計＞200㎡で地階※2の床面積の合計＞100㎡ イ 建築物の階数が3以上で地階※2の床面積の合計＞100㎡ ウ 3階以上の階※2の床面積の合計＞100㎡ エ 2階の部分※2の床面積の合計≧300㎡	

7	学校又は次のうち学校に付属するもの（体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場）	ア 床面積の合計＜2,000㎡ イ 床面積の合計＜200㎡で地階の床面積の合計＜100㎡ ウ 建築物の階数が3以上で地階の床面積の合計＜100㎡ エ 3階以上の階の床面積の合計＜100㎡
8	次のうち学校に付属しないもの（体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場）	ア 床面積の合計≥2,000㎡※3 イ 床面積の合計＜200㎡で地階の床面積の合計＜100㎡ ウ 建築物の階数が3以上で地階の床面積の合計＜100㎡ エ 3階以上の階の床面積の合計＜100㎡
9	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業（物品加工修理業を含む）を営む店舗	ア 床面積の合計＜500㎡ イ 床面積の合計＜200㎡で地階の床面積の合計＜100㎡ ウ 建築物の階数が3以上で地階の床面積の合計＜100㎡ エ 3階以上の階の床面積の合計＜100㎡ オ 2階の部分※2の床面積の合計≥500㎡
10	事務所その他これに類するもの	地階又は3階以上の階の床面積の合計がそれぞれ100㎡を超えるもの（階数が5以上で延べ面積が1,000㎡を超える建築物に限る。）

※1 表中の「床面積」は「その用途に供する部分の床面積」をいう。
 ※2 当該部分が避難階である場合を除く。
 ※3 床面積の合計が2,000㎡で当該部分に避難階を含む場合を除く。
 ※4 観覧場： 屋外に避難上有効に開放されているものを除く。
 ※5 診療所： 患者の収容施設があるものに限る。
 ※6 児童福祉施設等： 政令第115条の3第1号に規定する児童福祉施設等をいう。
 ※7 サ高住等： サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームをいう。

3年ごと
令和7年
7月～
12月

※ 同一敷地内に2棟以上ある場合は、その合計面積ではなく、それぞれの棟ごとに上表に該当するか否かを判断し、棟ごとに報告してください。